

8月は食品衛生月間

☎ 駅南庁舎生活安全課

☎ 0857-30-8552 ☎ 0857-20-3962

夏の暑い時期は細菌性食中毒が発生しやすくなります。「食中毒予防の三原則」に注意し、家庭での食中毒を予防しましょう。

原則1 細菌をつけない

- 調理の前、食事の前はきちんと手を洗いましょう。
- 調理器具はきれいに洗い、清潔に保管しましょう。

原則2 細菌を増やさない

- 調理後はできるだけ早く食べましょう。
- テイクアウトした食品は持ち帰り時間を短くし、早めに食べましょう。
- 残さず食べきり、作り置きや保管はやめましょう。
- 食品は室温におかないで、冷凍または冷蔵保管しましょう。
- 調理、購入してから時間が経ち過ぎた食品は思い切って捨てましょう。

原則3 細菌をやっつける

- 加熱調理する時は、食品の中心部までしっかりと火を通しましょう。

鳥取市ボランティア・市民活動センターの案内



☎ 鳥取市ボランティア・市民活動センター

☎ 0857-29-2228

🌐 <http://www.tottoricity-syakyo.or.jp/tvc/>

■今月の講座・相談会

| | |
|----------------------|---|
| はじめてみませんか？ボランティア入門講座 | |
| とき(要予約) | 8月9日(火) 10:00～11:00 8月22日(月) 14:00～15:00 |
| 市民活動のための助成金相談会 | |
| とき(要予約) | 8月19日(金) 14:00～14:45 14:45～15:30 |
| NPOなんでも相談会 | |
| とき(要予約) | 8月24日(水) 10:00～10:45 10:45～11:30 |

📍 さざんか会館1階
市民活動拠点アクティブとっとり
※詳しくはセンターへお問い合わせください。

リファーレンいなば リサイクルファクトリー 8月スケジュール

☎ リファーレンいなば(伏野2220)
☎ 0857-59-6026 開館時間:10:00～16:00
休館日:月曜日(月曜日が祝日の場合は翌平日)
※臨時休館日:9月3日(土)(施設保守点検のため)

| 体験講座 | 日 時 | 定員 | 費用 |
|--------------------|-------------------------------------|----------|------|
| 裂き織り | 9日(火) 10:00～11:30 13:30～15:00 | 3人 3人 | 実費 |
| マイバック(パッチワークトート) | 17日(水) 10:00～15:00 | 5人 | 200円 |
| 健康布ぞうり | 23日(火) 10:00～15:00 | 8人 | 100円 |
| 木工(ネコとウサギを抱いた少女たち) | 26日(金) 10:00～12:00 | 5人 | 100円 |

参加申込 8月2日(火)より受付(先着順)
※持ち物など、詳しくはお問い合わせください。

■ミニ企画 秋のお宝みっけ市

おもちゃ、古本、手づくり品や、普段は出ない洋服類など販売(一部無料あり)。お宝がみつかるミニミニ市。

と き 9月4日(日) 10:00～12:00
※入場制限を行う場合あり

市民伝言板 市民のみなさんの自主的な活動をご紹介します。

おもちゃの修理(おもちゃ Dr. 鳥取)

時:8月6・20日(土) 9:00～12:00 / 所:さざんか会館3階ボランティア室 ※事前に電話でご確認ください / 料:無料 / 連:西尾 ☎ 090-2807-2465

未来のパパママ鳥取塾

時:9月19日(月・祝) 13:30～15:30 / 所:やわらかい風 / 容:赤ちゃんの沐浴、産前産後の過ごし方、先輩パパの話など / 料:1組2000円 / 員:妊婦さんとパートナー3組 ※要予約 / 連:産後ケアやわらかい風 ☎ 080-3210-7949 📧 yawakaze.t@gmail.com

※10月号に掲載を希望される人は、必要事項を記入し、8月15日(月)までに、ハガキ、ファクシミリ(☎ 0857-20-3040)または電子メール(📧 shihou@city.tottori.lg.jp)で秘書課広報室まで

紙面の都合により掲載できない場合があります。あらかじめご了承ください。

8月は「道路ふれあい月間」 道路に物を置いていませんか？

▶不法占用

道路上に車の乗り入れのためのブロックや、プランターなどを許可なく設置すること(不法占用)は、道路を狭め、事故の原因につながるため大変危険です。設置した物により事故が発生した場合、設置者の責任となり、損害賠償を請求される場合があります。

申請すれば設置ができるもの

- ・家に乗り入れるための側溝蓋
- ・道路に飛び出る看板
- ・カーブミラー

この他法令に記載されている物

申請しても設置ができないもの

- ・プランター、植木鉢
- ・エアコンの室外機
- ・置き看板
- ・乗り入れブロック

この他法令に記載されていない物

▷車の乗り入れ

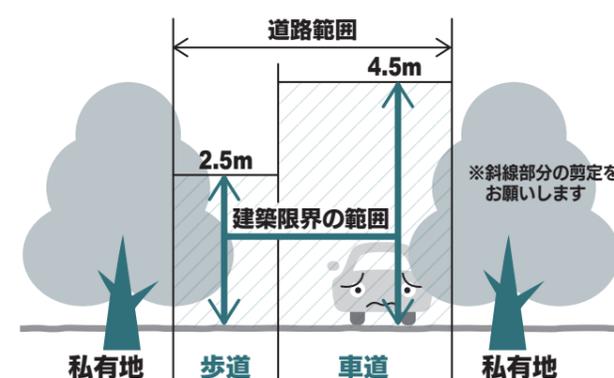
車の乗り入れのため、段差を解消する必要がある場合は、工事前に道路管理者(道路課またはお近くの総合支所産業建設課)に申請をお願いします。承認後、「切下げ工事」を施工し、「乗り入れブロック」などは撤去をお願いします。

車道と敷地の間に段差がある場合

✕ 乗り入れブロックを設置

○ 切下げ工事を施工

毎年8月を「道路ふれあい月間」として、道路を常に広く、美しく、安全に利用していただくため、道路の愛護活動や道路の正しい利用の啓発を行っています。安全な通行のために、みなさんのご協力をお願いします。



生垣や植栽の剪定をお願い

道路まで伸びてしまった枝などは、道幅を狭めてしまい、事故などの原因になる恐れがありますので、お手入れをしていただくようご協力をお願いします。

※私有地から道路上に張り出している枝や葉は、土地所有者に所有権があるため、倒木などの緊急時を除き、市で勝手に剪定することはできません。

| | | | | | | | | | |
|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|-----------|
| 0857-8530 | 0857-8430 | 0857-8230 | 0857-8971 | 0857-8771 | 0857-8571 | 0857-7430 | 0857-2730 | 0857-2030 | 0857-0830 |
| 180499 | 259888 | 180667 | 115512 | 227990 | 066722 | 371146 | 306564 | 39561 | 52番窓口 |
| 青谷町総合支所産業建設課 | 鹿野町総合支所産業建設課 | 気高町総合支所産業建設課 | 佐治町総合支所産業建設課 | 用瀬町総合支所産業建設課 | 河原町総合支所産業建設課 | 福部町総合支所産業建設課 | 国府町総合支所産業建設課 | 本庁舎道路課(52番窓口) | |

▼ 詳しくは道路課へお問い合わせください